滝川市くらし応援クーポン券概要

- 1. 使用方法 1,000円の会計毎に、1枚500円のクーポン券が使用出来ます。 (使用例)
 - 1,000円~1,999円の会計の場合
 - ⇒ クーポン券(500円) 1枚まで利用可能 ⇒ 500円の割引
 - ・2,000円~2,999円の会計の場合
 - ⇒ クーポン券(500円)2枚まで利用可能 ⇒ 1,000円の割引
 - ※令和5年度に発行しました滝川市生活応援クーポン券と同じです。
 - ※クーポン券は令和7年1月20日時点で滝川市に住民登録のある世帯主に、 額面総額7.000円(500円×14枚)のクーポン券を滝川市が発行し 日本郵便㈱が各世帯に郵送予定です。
- 2. 使 用 期 間 令和7年3月5日(水)~令和7年8月31日(日) 約6ヶ月間 参加店の皆様は会計の際に1,000円毎に500円のクーポン券をお受取り下さ い。クーポン券は、下記に掲載のとおり換金出来ます。
- 3. 用 途 食料品・衣料品・家具・家電等物販、タクシー、理美容、レストラン・居酒屋等飲食店のほか家の修繕など日々の暮らしに係るお支払いに利用
- 4. 参加資格 滝川市内に店舗又は事務所を有する事業所
 - > 滝川商工会議所会員・江部乙商工会会員・滝川市商店街振興組合連合会会員
 - ・実行委員会が認めた事業所(ただし、滝川商工会議所・江部乙商工会・滝川市商店街振興組合連合会会員 有無及び大企業等には換金手数料に差異があり。)
- 5. 参加条件・滝川市くらし応援クーポン券は、現金と同様に扱う。
 - 換金の際、所定の手数料を支払う。
 - ・割引商品にも使用できる。
 - 各店独自等のポイント加算は参加店の自由とする。
 - ・参加店自らの事業上の取引には使用できない。(商品仕入れなど)
 - ・売掛金等の入金には使用できない。
 - 参加店は、店頭に「参加店ポスター」を掲示する。
 - 利用者から受け取ったクーポン券には、事業所印を押印する。
 - 他事業所の押印のあるクーポン券は受け取りを拒否する。

- ・ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実 行委員会事務局に申し出る。
- ・たばこ、印紙・切手・プリペイドカード・金券等の換金性の高いもの、国・地方 公共団体への支払いには使用できない。
- 譲渡、売買、再利用は禁止する。
- 参加店が自らの世帯に配布されたクーポン券の直接換金は禁止する。
- 6. 換金手数料 ①滝川商工会議所、江部乙商工会、滝川市商店街振興組合連合会会員 ・・・ 無 料 ②上記団体の非会員で、資本金1千万円以下の事業所 ・・・・・・・ 2. 0% ③上記団体の非会員で、資本金1千万円超の事業所 ・・・・・・・ 5. 0%

- 9. 申 込 方 法 「参加申込書」に必要事項を記入の上、滝川商工会議所、又は江部乙商工会に提出。
- 10. 申 込 期 日 令和7年2月7日(金) (第1次締切り)
- 11. そ の 他 上記以外ご不明な点は、滝川商工会議所ホームページ内の「滝川市くらし応援クーポン券事業参加店募集・換金に関する規約」をご覧下さい。